

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽塔ノ本30-2		平成26年12月1日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 都タクシー株式会社 代表取締役 筒井 基好 電話 075-671-6101					
主たる業種	一般乗用旅客自動車運送業				細分類番号	4 3 2 1	
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	環境方針・環境活動報告・エコドライブ指針に基づき年平均1.1%以上のCO2の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	社長を責任者とした組織体制により実施計画及び進捗状況の管理を行う。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	9,374.6 トン	8,434.3 トン	7,598.6 トン	6,841.2 トン	-18.7 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	9,190.0 トン	8,434.3 トン	7,598.6 トン	6,841.2 トン	-17.0 パーセント	
目標の根拠		配車効率化、アイドリングストップ等で効率の良い走行を目指し排出量の削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	営業車両	事業活動に伴う排出の量 走行距離km/100	5.00	4.50	4.05	3.65	-18.00 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		実走行距離により現状排出量を管理する。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		33.0 パーセント	75.0 パーセント	75.0 パーセント	75.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	太陽光発電システムの導入。GPSシステム定着化により効率向上					
	(27)年度	GPSシステム定着化により効率向上。燃料電池車等の導入検討					
	(28)年度	GPSシステム定着化により効率向上。エコ車両の随時導入					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	近隣職員のマイカーから自転車等への社内掲示。					
	上記の措置を採用する理由	公共交通機関が動く前に出勤することが多い為					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	社内分別ごみの細分別化の推進。地域清掃の実施。エコカー導入						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。